

人権学習会(地区別懇談会)を市内全域で開催しよう

彦根市では、市内の自治会に、人権問題をテーマとした学習会の開催を呼びかけています。地域に住む人たちの手で企画し、身近な話題を話し合うことで、住みよいまちづくりにつながるコミュニケーション活動の場となることを期待されています。

「地区別懇談会」の名称で昭和40年代に始まったこうした学習会は、自治会が主催者となって継続的に開催され、市民の人権意識を高めてきました。名称や内容、参加の呼びかけに工夫をこらして、参加してよかったと思える学習会を市内全域で開催できるよう、積極的な取り組みをお願いします。

開催にあたっては、講師などの選定・派遣について彦根市が支援します。開催日の1か月前までに開催申請書を人権政策課(市役所3階)へ提出してください。

ヒューマンアクトーって?

彦根市ヒューマンアクトーは、人権教育推進員や学区人権教育推進協議会、自治会などと密接な連携をとりながら、地域における人権教育および啓発活動を支援するための

彦根市独自の制度で、左の表の7人が活動しています。自治会や学区人権教育推進協議会が開く人権問題学習会の企画や実施にあたって、テーマや内容、講師選びなどについて相談や支援を行います。人権教育の推進に関する相談、質問などがありましたら、どうぞ気軽にヒューマンアクトーにご連絡ください。

担当学区	氏名	電話番号
城東・佐和山小学校区	寺村里美 (てらむら さとみ)	24-2072
城西・平田・城南小学校区	横田美智子 (よこた みちこ)	22-3008
金城・城北・鳥居本小学校区	北川豊 (きたがわ ゆたか)	23-1835
旭森・高宮小学校区	寺崎政子 (てらさき まさこ)	23-1981
城陽・若葉小学校区	近藤純夫 (こんどう すみお)	28-1023
河瀬・亀山小学校区	若松安子 (わかまつ やすこ)	25-0702
稲枝東・稲枝北・稲枝西小学校区	楠居二三子 (くすい ふみこ)	43-4993

消費生活相談窓口つうしん 第26回

こんな相談ありました!!

海外からの「高額賞金受取人に認定」の通知。これってどうしていいの?

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線173番



相談事例

事例1

アメリカから覚えのない1等賞金1億4千万円の受取人としての正式登録確認書が届いた。意味不明の文面だが賞金を受け取るには、報告書送料5千円を現金または、郵便為替でカナダに送る必要があるらしく、返信用封筒が同封されている。今まで同種郵便がら〜6通届いたが、全て破棄してきた。今回は裏面の文章中に為替とか電子商取引とか訳の分からないことが書いてあり、後日脅迫などされないか心配で相談に来た。今のところ金銭的被害はないがどうしたら良いか。通知受領拒否希望者は知らせよとあるが知らせるべきか。

(80歳代 男性)

事例2

亡夫宛に中国から、国際賞金配当の受益資格エントリーの案内が今月だけで7通も届いた。7通とも差し出し業者名は違つが、消印は全て上海市。すべて億単位の賞金や商品の指定受取人と認定されているが、5千円〜1万円の手数料を添えてエントリーが必要と、期間限定の通知内容になっている。支払方法は郵便為替かクレジットカード払いになっていて、カード払いの場合はカード番号なども記載して、返信用封筒でカナダに返送するようになっている。夫は5年前に死亡しており、このような通知に全く覚えはない。エントリーする気はないが、不審なので対処法を知りたい。

(70歳代 女性)

少しでも地域に貢献できる活動を続けていくために

株式会社ナショナルメンテナンス(犬方町)

私たちの会社は、毎日、始業開始前の15分間に、職場内や会社周辺の清掃活動を行っています。この清掃活動を始めたきっかけは、「美しいひこね創造活動」です。この活動への参加の取りまとめが企業で行えることを昨年に知り、地域貢献の一環として昨年の5月ごろから始めました。

活動内容は、社員を5つのグループに分けて、毎日違う場所を交代して清掃しています。仕事の関係から、毎日全員が参加とまではいきませんが、できる限り清掃活動に参加するようにしています。

清掃活動は毎日しているため、ごみがたくさん落ちていくことは少ないです。しかし、周辺の清掃をしていると、地域の人たちが声をかけていただくこともあり、活動をしてよかったと思います。

美しいひこね創造活動で得られる「彦」の使い道は、まだ決まっています。また決まっていまませんが、地域貢献に役立てることに使っていきたいと思っています。

これからも、このような活動を続けていき、普段、地域にお世話になってお返しができればよいと思います。



▲清掃活動をする社員

問い合わせ先 囲まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
Eメール: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

※このコーナーに登場する団体・グループを募集しています。詳しくは、囲まちづくり推進室までお問い合わせください。

最近このような相談が、高齢者から、たて続いてありました。事例1、2とも「海外宝くじ」商法と考えられます。海外宝くじは昔からある商法で、いかにも海外の宝くじが億単位の当たり、すぐにも賞金が入手できるかのような文面の通知(DM)が届き、宝くじ購入代金などを送金すると海外の業者が海外で購入し、当選すれば賞金を送るといふものです。しかし、海外宝くじの現物は送られてこないため、当否の事実確認もできないし、自分で換金することもできません。本当に購入しているか、また、当選したとしても賞金が本当に送金されるのかは疑問です。しかも業者の連絡先は海外で、私書箱程度しか記載されていないことが多く、消費者からの返金請求など、直接交渉を困難にしています。さらに、国際間取引のため、消費者救済は法律的にも難しいのが実情です。

最近事例のように論調が変わり、請求名目も報告書送料や手数料と変わっていますが、目的は同じです。今回は幸いにも実害はありませんでしたが、現金や郵便為替で送金した場合は、その金額だけの被害ですが、カード番号を知らせると、1回だけのつもりが毎定期的に引き落とされたという被害も報告されています。また、通常郵便物に現金などの貴重品を入れて海外に送ることはできないとされていますので、このような業者の手法は問題です。

が通じにくい文章にしてあること、高額賞金受領対象者になった幸運を強調し、請求に応じるようにあることです。そして、1度でも送金すると「購入見込みの高い消費者」として複数の業者から沢山のDMが届く可能性が高く、その結果として、100万円単位の被害報告もされています。

両相談者とも、受領拒否通知は送らず、一切相手にせず様子を見ることになりました。

不審なDMは相手にせず、心配な場合は遠慮なくご相談ください。



▶実際に届いた、賞金受領資格を知らせる通知